

特別養護老人ホーム 長久手さつきの家 料金表

令和3年8月1日以降

1.基本料金(一日につき)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型地域密着介護老人福祉施設 入所者生活介護費(I)	661単位	730単位	803単位	874単位	942単位
看護体制加算(I)イ			12単位		
看護体制加算(II)イ			23単位		
夜勤職員配置加算(II)イ			46単位		
個別機能訓練加算(I)			12単位		
サービス提供体制強化加算(II)			18単位		
栄養マネジメント強化加算			11単位		
小計	783単位	852単位	925単位	996単位	1064単位
介護職員処遇改善加算(I) (8.3%)	65単位	71単位	77単位	83単位	88単位
合計	848単位	923単位	1002単位	1079単位	1152単位
費用総額	¥8,708	¥9,479	¥10,290	¥11,081	¥11,831
自己負担額(1割負担の方)	¥871	¥948	¥1,029	¥1,109	¥1,184
自己負担額(2割負担の方)	¥1,742	¥1,896	¥2,058	¥2,217	¥2,367
自己負担額(3割負担の方)	¥2,613	¥2,844	¥3,087	¥3,325	¥3,550

- * 1単位当たりの金額は10.27円となります。(長久手市:6級地)
- * 処遇改善加算は、上記所定単位数に8.3%を乗じた数を四捨五入したものととなります。
- * その他、経口維持加算I(400単位/月)、経口維持加算II(100単位/月)、療養食加算(18単位/日)
生活機能向上連携加算(100単位/月)、個別機能訓練加算II(20単位/月)を算定する場合がございます。

2.その他加算

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
初期加算			30単位		

- * 記載以外の加算を算定する場合がございます。
- * 入所日から起算して30日以内の期間については初期加算を算定させていただきます。
- また、特養入所中に30日を超える入院をされた場合、再び30日に限り初期加算を算定させていただきます。

3.居住費・食費(一日につき)

項目	金額	備考
居住費	¥2,006	光熱費含む
食費	¥1,445	3食
介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方は、段階に応じ補足給付が支給されます。その為、負担額が軽減され、下記の負担額となります。		
負担限度額段階	食費	居住費
第1段階	¥300	¥820
世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税の老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者。		
第2段階	¥390	¥820
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額80万円以下の方。		
第3段階①	¥650	¥1,310
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額80万円超120万円以下の方。		
第3段階②	¥1,360	¥1,310
世帯全員(生活を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、課税年金額と遺族年金・障害年金収入の合計額が年額120万円を超える方。		
第4段階	¥1,445	¥2,006
第1～第3段階のいずれにも該当しない方。		

- * トイレ付個室をご希望の場合は、特別室料金として1日当たり330円を別途ご負担いただきます。
- * 預り金、保険証管理費及び通信費等として月額1,500円をご負担いただきます。
- * 令和元年10月1日より、嗜好品・娯楽費として1,000円(外税)をご負担いただきます。
- * 令和2年4月1日より、おやつ代として1日50円(外税)をご負担いただきます。
- * その他、実費負担となるものとして、理美容代、行事参加費、特別食費、個人の趣味・嗜好品、買い物代行・外出同行費、受診費等々が御座います。
- * 新型コロナウイルス感染症対応に対する加算が令和3年4月～令和3年9月まで基本単価に0.1%上乗せになります。